

京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

#### 京都市人事委員会規則第4号

##### 京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を削る。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

人事委員会事務局(以下「事務局」という。)に事務局長(以下「局長」という。)、次長、任用課長、調査課長、庶務係長、試験係長、調査係長、給与係長及び担当課長補佐又は担当係長を置く。

2 事務局に京都市職員の倫理の保持に関する条例第6条第1項に規定する職員の倫理を監督する職員として統括監察員を置く。

第3条第3項中「課に」を「事務局に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 統括監察員は、次長をもって充てる。

第3条を第1条とする。

第4条第1項中「局務」を「所掌事務」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 次長は、局長を補佐する。

第4条第3項中「上司」を「局長」に改め、同条第4項中「担当課長、」を「課長及び担当課長(以下「課長等」という。)、」に、「及び担当係長(前条第2項に規定する係長を含む。次条第2項において同じ。)」を「並びに係長及び担当係長(以下「係長等」という。)」に改め、同条第5項中「、課長」を「、課長等」に、「課長を」を「課長等を」に改め、同条を第2条とする。

第5条第1項中「及び課長」を削り、同条第2項中「担当課長、」を「課長等、」に、「担当係長」を「係長等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 局長は、課長等、担当課長補佐及び係長等の担当する事務の概目を定める。

第5条を第3条とする。

第6条第1項中「主管事務」を「担当事務」に、「課長又は担当課長」を「課長等」に改め、同条第2項中「課長又は担当課長」を「課長等」に、「主管事務」を「担当事務」に、「係長又は担当係長」を「又は係長等」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「第2条の分掌」を「第3条第2項の規定により定めた事務の概目及び同条第3項の規定により定められた担当事務」に、「所属職員」を「所属職員」に、「命ずる」を「命じる」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(事務の概目)

第6条 事務局において取り扱う事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) 事務局の庶務に関すること。
- (2) 人事委員会の議事に関すること。
- (3) 人事関係の統計調査に関すること。
- (4) 人事委員会の規則、規程等の制定及び改廃に関すること。
- (5) 職員採用試験の実施に関すること。
- (6) 職員の選考の実施に関すること。
- (7) 係長能力認定試験の実施に関すること。
- (8) 職員の転任試験及び資格試験の実施に関すること。
- (9) 採用候補者名簿の作成及び保管に関すること。
- (10) 臨時的任用に関すること。
- (11) 人事行政の運営状況の報告に関すること。
- (12) 人事行政に関する各種制度等の調査研究に関すること。
- (13) 職員の勤務条件に関する制度の調査研究に関すること。
- (14) 職員の給与に関する調査研究に関すること。
- (15) 職員の給与に関する報告及び勧告に関すること。
- (16) 職員に対する給与の支払の監理に関すること。
- (17) 職員の勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- (18) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに関すること。
- (19) 職員の苦情の処理に関すること。
- (20) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。
- (21) 京都市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関すること。

(22) 非現業職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権に関すること。

(23) 職員団体及び混合連合団体に関すること。

(24) その他人事委員会に関すること。

第8条中「任用」を「任免」に改め、同条を第7条とする。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局任用課)